

愛媛大学基金規則

〔平成28年4月1日〕
規則 23 号

(設置)

第1条 国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）に愛媛大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学の教育研究、社会・国際連携等を通じ、社会に貢献できる人材の育成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に充てる。

- (1) 学生（留学生を含む。）の教育活動に対する支援事業
- (2) 教育研究の充実及び教育研究環境の整備のための支援事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、基金への寄附金等及びその運用益をもって構成する。

- 2 本学全体の活動を広く支援する寄附金等を一般基金とし、用途を限定して特定の活動を支援する寄附金等を特定基金とする。
- 3 特定基金に関する必要な事項は、別に定める。

(基金の管理運営)

第5条 次の各号に掲げる基金の管理運営に関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。

- (1) 基金の事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 基金への寄附金等の繰入れに関する事項
- (4) その他基金の管理運営に関する事項

(委員会)

第6条 基金に関する全学の寄附活動の計画及び調整を行うため、愛媛大学基金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(寄附金の受入等)

第7条 基金への寄附金の受入等に関しては、国立大学法人愛媛大学寄附金取扱規則の定めるところによる。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、基金室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。